

社会福祉法人あんなか福祉会 特別養護老人ホーム
『入所申込に係る説明事項』

1. 入所について

- 入所の判定及び決定は、群馬県特別養護老人ホーム入所指針に基づき入所の必要性が高いと認められる方が優先されることとなっています。また、その手続き等に関しても同指針に規定されています。当施設の、入所判定につきましても同指針に則り対応しています。

2. 入所対象者

- 原則、要介護3から要介護5の認定を受けている方で施設への入所の必要性の高い方。及び、要介護1又は要介護2の方であって特例入所の要件に該当すると判断された方

3. 入所申込方法

- 当施設にお越しいただき、関係書類へのご記入、入所希望者等の詳細情報の聞き取り等によって受付を受理させていただきます。受付担当者が不在となることもありますので、お越しいただく前には必ず受付担当者との日程調整をお願いします。
- 受付担当者が不在の際は、必要書類をお渡しいたしますので、おわかりになる箇所のご記入をお願いします。後日、上記同様に対応させていただきます。
- 入所申込みは、担当の介護支援専門員による代行もできますが、必ず希望者や申込者への意思確認をお願いします。
- 当施設へ申込にお越しいただく際は介護保険証、負担限度額認定証等の関係書類をご持参ください。また、身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている方はそちらも持参してください。

4. 入所の決定（要介護1又は要介護2の方については裏面を参照してください。）

- 入所申込時の書類を参考に、群馬県特別養護老人ホーム入所指針に基づき審査を行い、その結果を基に当施設において、合議制の入所検討委員会を開催し、協議のうえ入所の必要性を総合的に判断して決定をおこないます。
- 入所が決定された場合には、希望者や申込者と連絡を取り入所意思の確認、具体的な手続、入所時期等について相談、調整をさせていただきます。
- 入所決定後に、希望者の身体状況等が記載された関係書類や、聞き取りした情報と明らかな違いがあるなど、申込時に偽りがあったと判断された場合、その決定は無効とさせていただきます。

5. お願い

- 入所申込は、希望者(施設に入所される方)の意思、意向を尊重し行ってください。
- 申込後、当施設への入所の必要が無くなったとき、あるいは申込時の内容に変更が生じた際には、必ずその旨のご連絡、または必要に応じて申込の更新手続をお願いします。

[問い合わせ先]

社会福祉法人あんなか福祉会 特別養護老人ホーム明嶺荘
TEL:027-385-0003 FAX:027-385-0805

社会福祉法人あんなか福祉会 特別養護老人ホームのどの荘
TEL:027-382-7060 FAX:027-382-0198

《要介護1又は要介護2の方の入所申込み、決定について》

特別養護老人ホームの入所が原則、要介護3から要介護5となり、要介護1又は要介護2の方については特例入所としての扱いとなるため、その方の入所決定については以下の要件があります。

① 入所申込受付時

入所申込を受付時に、以下の特例入所要件に該当するか、確認させていただきます。

- ① 認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である。同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

② 入所申込受付後

入所申込者に関して市町村に対し、申込み受付の事実や特例入所の要件該当の可否等の意見を求めるため、報告を行います。

報告の結果、市町村から特例入所要件への該当の可否等が示される事となります。

③ 入所決定時

入所判定委員会において入所の判断をする前に、市町村に対し再度、申込者の入所に関する意見を求め、その結果も考慮し、入所の判断をいたします。

《重要》

上記に示した要介護1又は要介護2の方の入所決定については、入所中における介護認定の更新等による判断においても同様となります。

(入所時点で要介護3から要介護5の方であっても、介護認定の更新等により要介護1又は要介護2と認定された場合は、上記同様の手順にて入所継続についての判断をする事となります。その結果、特例入所の要件に該当すると判断されなかった場合は、退所していただく事となります。)